

岩手県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

岩手県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の岩手県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。
- 3 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）							別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）								
事務	条 項	内 容	専決権者				備 考	事務	条 項	内 容	専決権者				備 考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長					副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							[略]								
3 岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の施行に関する事務	第7条	計画の認定及び通知		○	○		3 岩手県農業改良資金貸付規則を廃止する規則（平成24年岩手県規則第72号） 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前	第12条	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	第10条	貸付けの決定及び通知		○	○										
	第11条	借用証書の受理		○	○										
	第12条	[略]													
[略]							[略]								

	<u>の</u> 岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の施行に関する事務
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	